

データヘルス計画推進支援業務受託候補者選定要綱

（目的）

第1条 この要綱は、データヘルス計画推進支援業務（以下「各業務」という。）の委託に当たり、事業の目的及び内容を効果的かつ効率的に実現するため、各業務の受託者として最も適した候補者（以下「受託候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定め、業務の品質確保に資することを目的とする。

（適用）

第2条 この要綱は、各業務の委託が、地方公務員等共済組合法施行規程第30条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして随意契約を行う場合に適用する。

（企画提案書）

第3条 各業務の委託に係る募集要項（以下「募集要項」という。）に、別表に掲げる事項を記載し、募集要項に沿った企画提案書の提出を募るものとする。

（選定委員会）

第4条 受託候補者の選定に関する審議を行うために、「京都市職員共済組合データヘルス計画推進支援業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を置く。

（構成）

第5条 選定委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 京都市職員共済組合事務局次長
- (2) 京都市職員共済組合庶務係長
- (3) 京都市職員共済組合保健係長
- (4) 前各号に掲げる者のほか、京都市職員共済組合事務局次長が必要と認める職員

（受託候補者の選定）

第6条 選定委員会は、別紙1選定評価表に基づき第3条に規定する企画提案書について評価し、その結果を総合的に判断して受託候補者を選定する。

（事務局）

第7条 選定委員会の事務局は、京都市職員共済組合事務局に置く。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、受託候補者の選定に関して必要な事項は、京都市職員共済組合事務局次長が定める。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表 募集要項に記載する事項

業務内容及び業務期間
参加資格要件
企画提案書等
プロポーザルの手続の概要
その他

別紙 1 選定評価表

評価項目	評価基準	評価基準点	乗数	配点
業務実績等	過去 5 年間の共済組合の受託件数（データヘルス支援業務に限る）	1 件以上 5 件未満 1 5 件以上 1 0 件未満 3 1 0 件以上 5	× 2	2 0
	過去 5 年間の共済組合以外の医療保険者の受託件数（データヘルス支援業務に限る）	1 件以上 1 5 件未満 1 1 5 件以上 3 0 件未満 3 3 0 件以上 5	× 2	
実施体制	業務の実施に当たり、信頼できる実施体制が確保されているか、また、当該事業に対して最新の知見を取り入れる体制が示されているか。	5	× 2	1 0
企画内容評価	共済組合の特性を考慮した事業の提案がなされているか、また、委託者が求める事業内容と合致しているか。	5	× 3	6 0
	本事業の趣旨を理解し、仕様書の内容を企画に反映した有益な内容となっているか。	5	× 3	
	効果的な手法・技法を盛り込み、実現可能な内容となっているか。	5	× 3	
	当該業務への意欲があるか、また新たな提案があるか。	5	× 3	
価格	1 0 点×（1－提示価格／予定価格） ※小数点以下第 1 位を四捨五入する。			1 0
合計				1 0 0

採点方法

- (1) 評価者（選定委員）は、各項目について、下表のとおり 1～5 の評価を行う。
- (2) すべての評価者の点を平均した点数の算出は、小数点以下第 2 位を四捨五入して行う。

評価 (審査基準点)	評価内容
5	十分満足できる
4	満足できる
3	普通
2	満足できるレベルよりやや劣る
1	満足できない